

内閣府委託調査

平成28年度

**社会的インパクト評価等に関する
海外（豪州）調査**

報告書概要

平成29年3月

PwCあらた有限責任監査法人

目次

本資料で用いる略語

1 調査対象概要

2 プログラム

事例①*The Growth Grant*

参考)NABが支援する*The Discovery Grant*と*The Growth Grant*

事例②SIF

事例③SIIT

3 ICA概要

参考)休眠預金の取り扱い

4 社会的インパクト投資の位置付け

5 指定活用団体相当と資金分配団体相当の関係

6 社会的インパクト評価の状況

本資料で用いる略語

略語表	正式名称
AABII	Australian Advisory Board on Impact Investing
ASIC	Australian Securities and Investments Commission
BSC	Big Society Capital
EOI	Expression of Interest
GIIN	Global Impact Investing Network
HESTA	Health Employees Superannuation Trust Australia
ICA	Impact Capital Australia
IIA	Impact Investing Australia
IIG	Impact Investment Group
NAB	National Australia Bank
NFP	Not-For-Profit
PA	Philanthropy Australia
SIB	Social Impact Bond
SIIT	Social Impact Investment Trust
SIMNA	Social Impact Measurement Network Australia
SVA	Social Ventures Australia
TDI	The Difference Incubator
VPF	Venture Philanthropy Fund

※通貨換算レート

1豪ドル=86.82円（Oandaレート2017年3月15日現在）

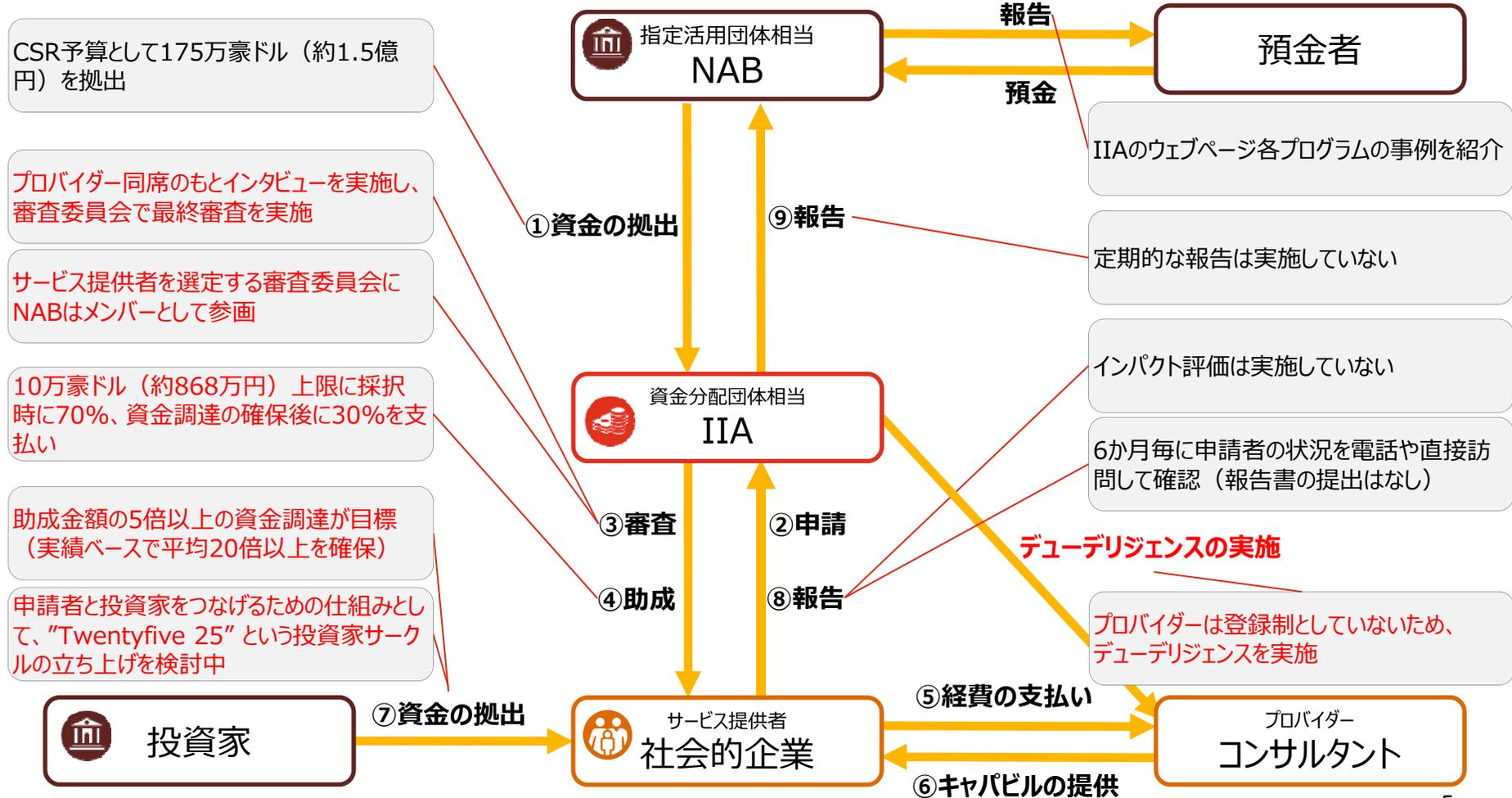
1 調査対象プログラム概要

豪州では休眠預金等を活用した事業は実施されていないため、民間セクターが実施している社会的インパクト投資の助成及び投融資事業を実施している指定活用団体相当及び資金分配団体相当を調査対象とした。調査対象機関が関与しているプログラムは以下図(赤字は現地ヒアリングを実施)のとおり。

社会的インパクト投資対象プログラム名	指定活用団体相当	資金分配団体相当	形態
The Discovery Grant	NAB	PA	助成
The Growth Grant		IIA	
VPF	個人、財団等	SVA	
LeapFrog Fund II	HESTA、保険会社等	LeapFrog	投資
SIIT	HESTA	SVA	投融資
SIF	複数の投資家、政府		
Giant Leap Fund	複数の投資家	IIG	投資
商業用物件			
再生可能エネルギー			

2 プログラム(事例①The Growth Grant)

社会的企業に対して、投資資金を確保し社会的・環境的インパクトをスケールアップするために必要なキャパシティビルディングにかかる経費を助成する事業。助成金額の5倍以上の資金調達が可能となり、これまで助成した16組織のうち、8組織で合計3775万豪ドル(約33億円)の資金調達に成功している。



参考) The Discovery GrantとThe Growth Grant

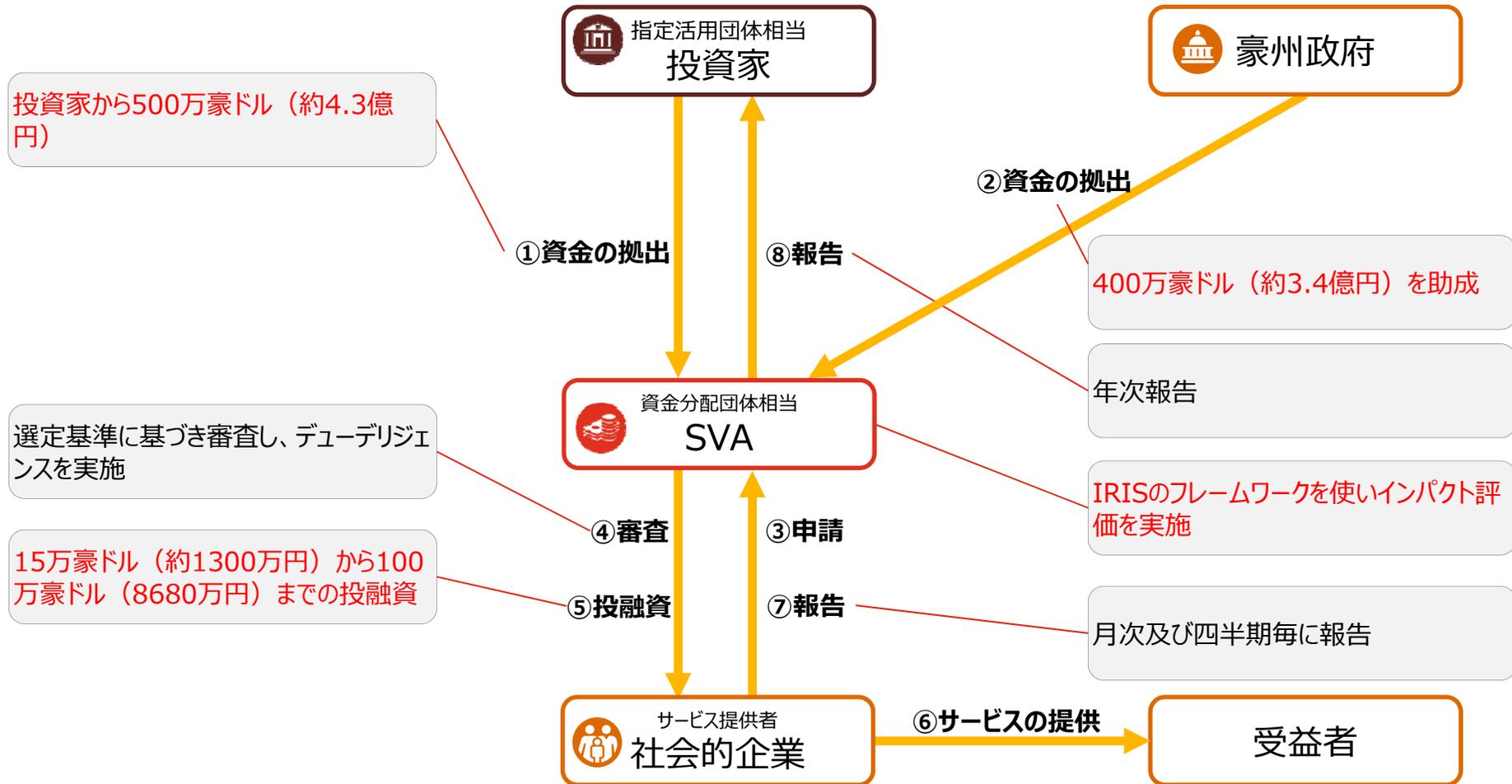
NABは2つの助成事業に対して資金を拠出している。The Discovery Grantはスタートアップ段階の組織(主にNFP)をThe Growth Grantは資金調達段階にある組織(主に社会的企業)を支援している。



	The Discovery Grant	The Growth Grant
目的	非営利組織 に対して、財務持続性（financial sustainability）に向けた道筋をつけ、キャパシティビルディングを通じて、 将来の社会的インパクト投資の計画を作成 するための助成。	社会的企業 に対して、投資資金を確保し社会的・環境的インパクトをスケールアップするための 資金調達に必要なキャパシティビルディング にかかる経費の助成。
対象組織	DGR Item1 Statusを有している 慈善事業団体 （ <u>charitable organisation</u> ）	社会的企業 、社会目的営利組織、登録慈善団体、コミュニティ・ボランティア組織、協同組合、相互会社
支援金額	最大5万豪ドル（約434万円）	最大10万豪ドル（約868万円） （助成事業が採択されてから、助成金のうち70%を支払、残り30%は資金の確保が証明された段階で支払う実績に基づいた支払い）

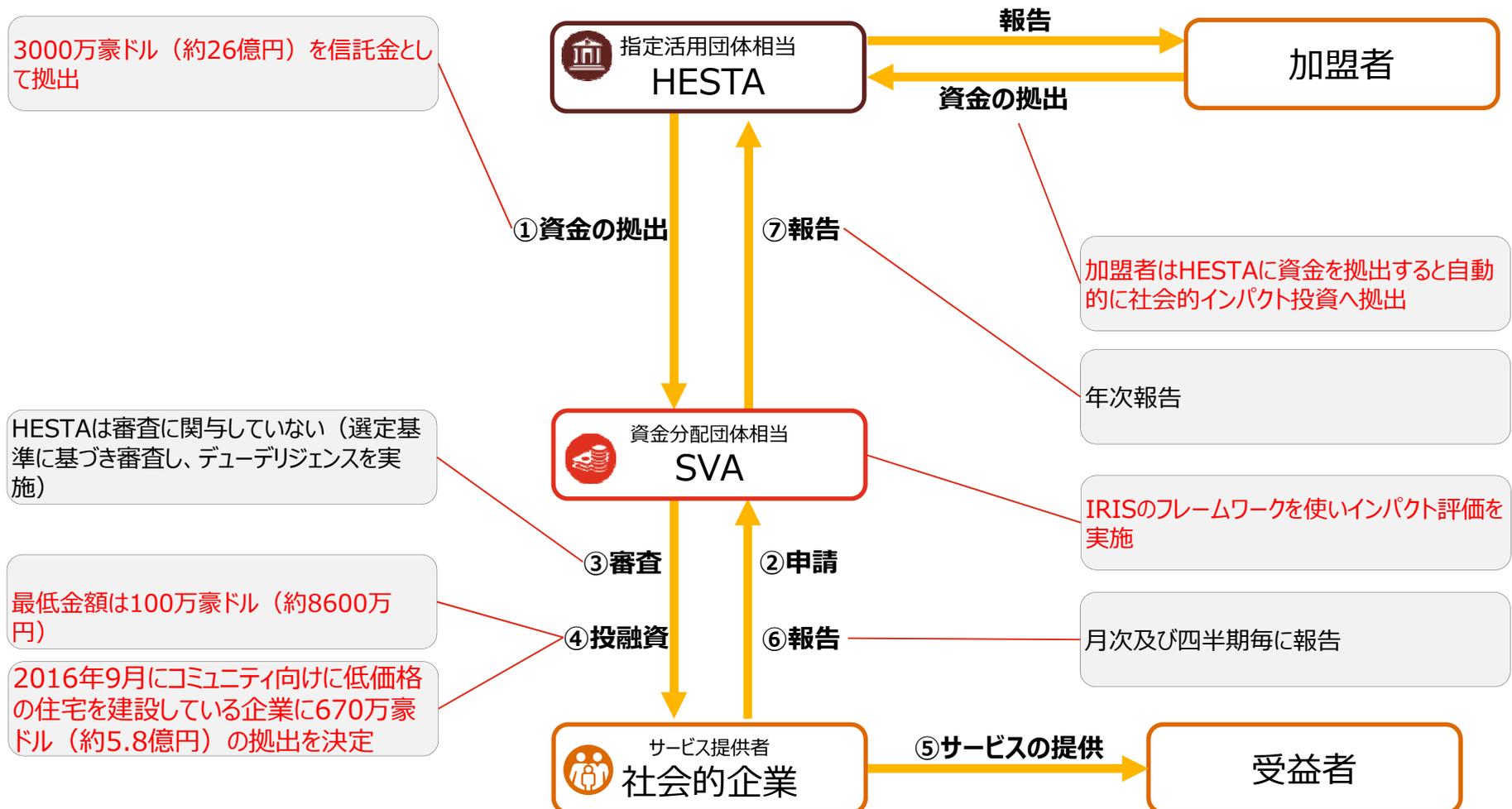
2 プログラム(事例②SIF)

豪州政府からの助成金及び投資家からの資金を原資としてコミュニティにおける障害者の教育、雇用、生活の改善を対象とした投融資プログラム。財務的に持続可能とするためには、投資家から更なる拠出が必要となっている。社会的インパクト評価はIRISフレームワークを活用しSVA自身が実施している。



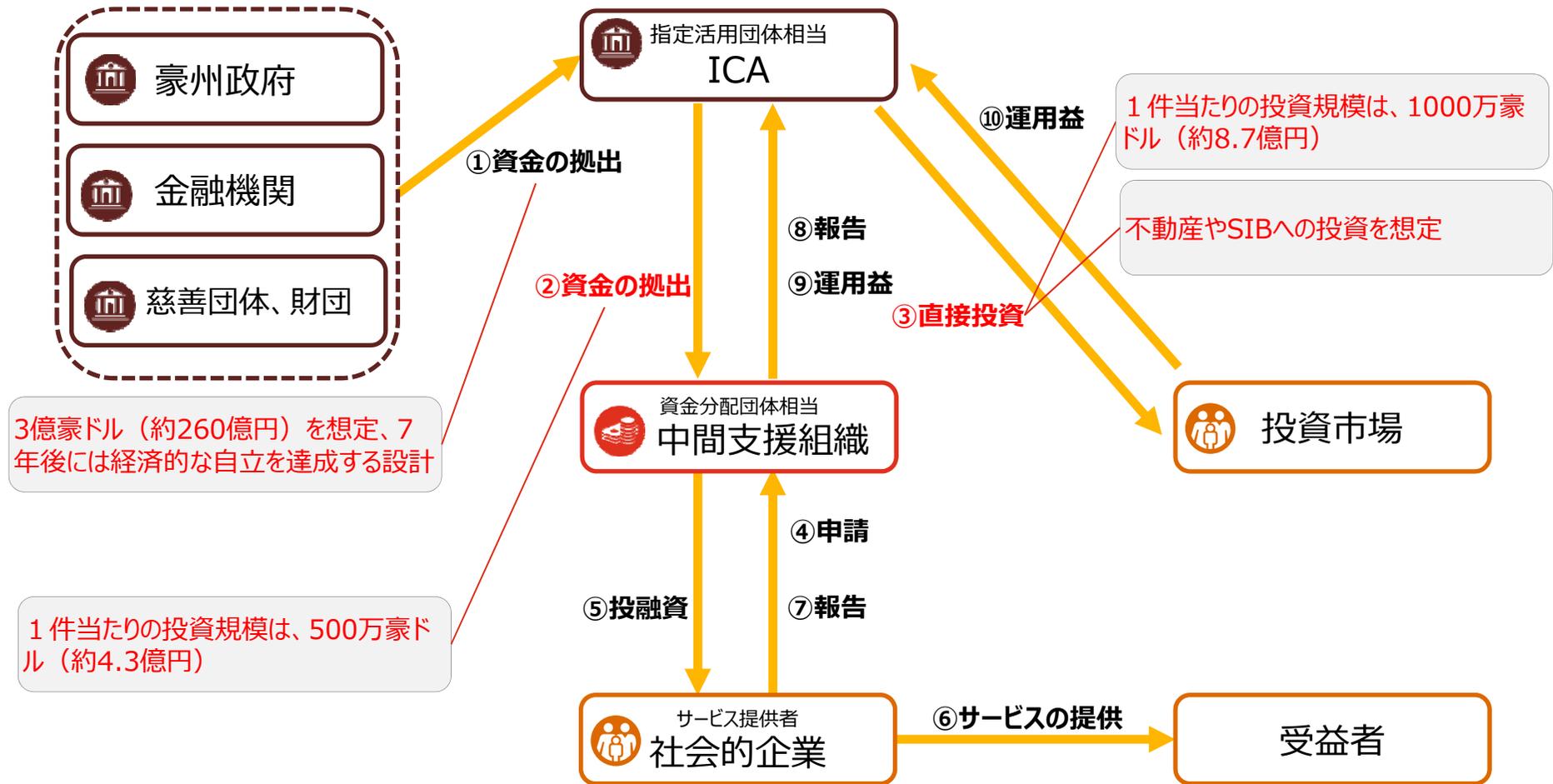
2 プログラム(事例③SIIT)

企業年金基金であるHESTAが加盟者からの拠出金を健康、住宅、コミュニティサービス分野に対する投融資事業に拠出。加盟者の拠出金の一部が自動的に社会的インパクト投資に拠出される仕組みとなっている。



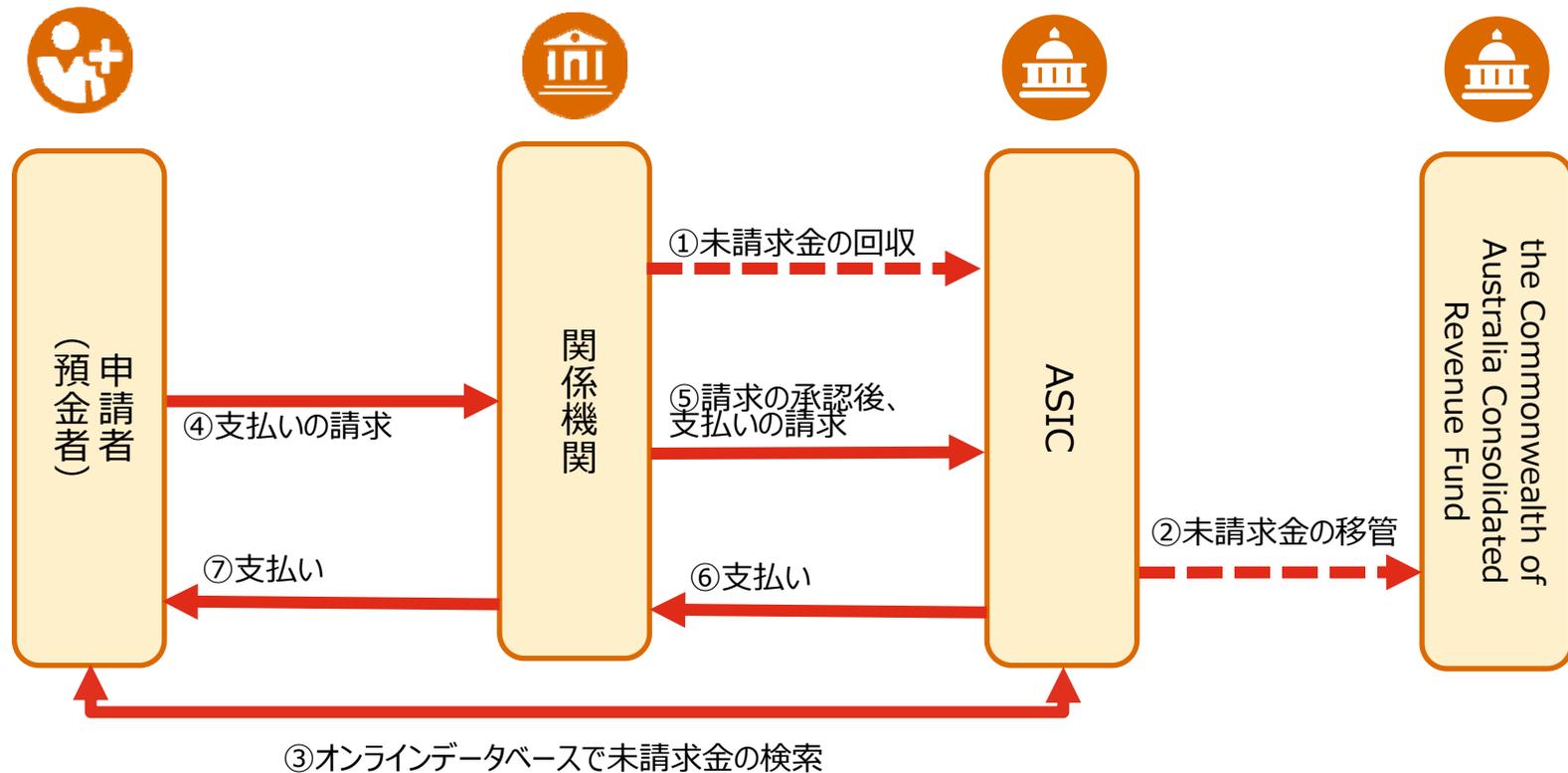
3 ICA概要

豪州では休眠預金等の社会的インパクト投資への活用が難しいため、民間資金を活用したホールセール投資家であるICAの立上げに向けた準備を進めている。ICAは投融資のみを実施し、ホールセール投資80%、直接投資20%の割合での資金運用を想定している。



参考) 休眠預金の取り扱い

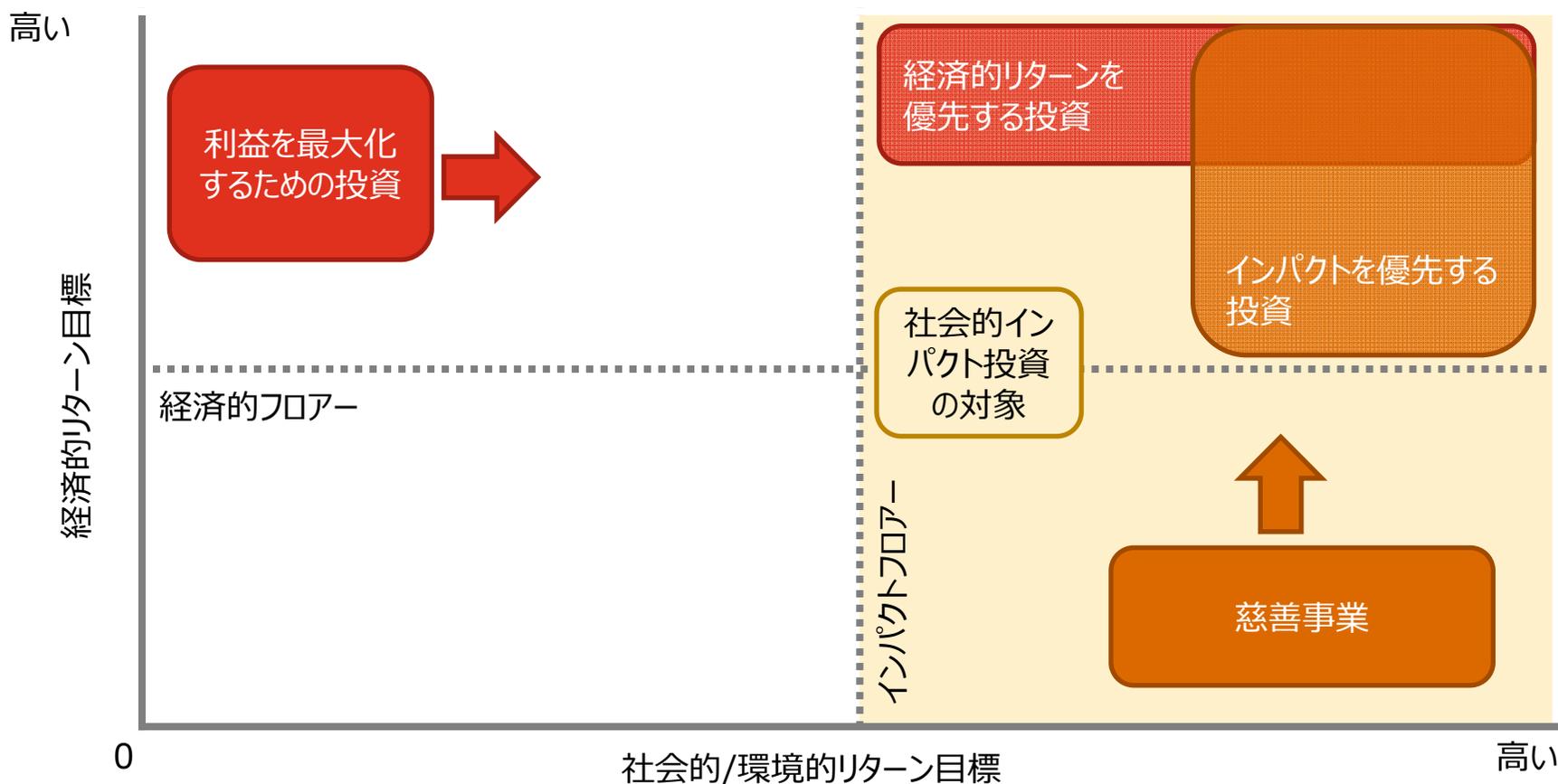
豪州では、休眠預金等の取り扱いは、未請求金 (unclaimed money) とされており、7年間取引がない場合、金融機関からASICが回収し、国庫に返納となる。2016年には合計約12億豪ドル (約1041億円) (銀行口座預金: 6.51億豪ドル、株式: 4.35億豪ドル、生命保険: 0.84億豪ドル) となっている。



出典：ウェブページに基づきPwCあらた有限責任監査法人作成

4 社会的インパクト投資の位置付け (1/2)

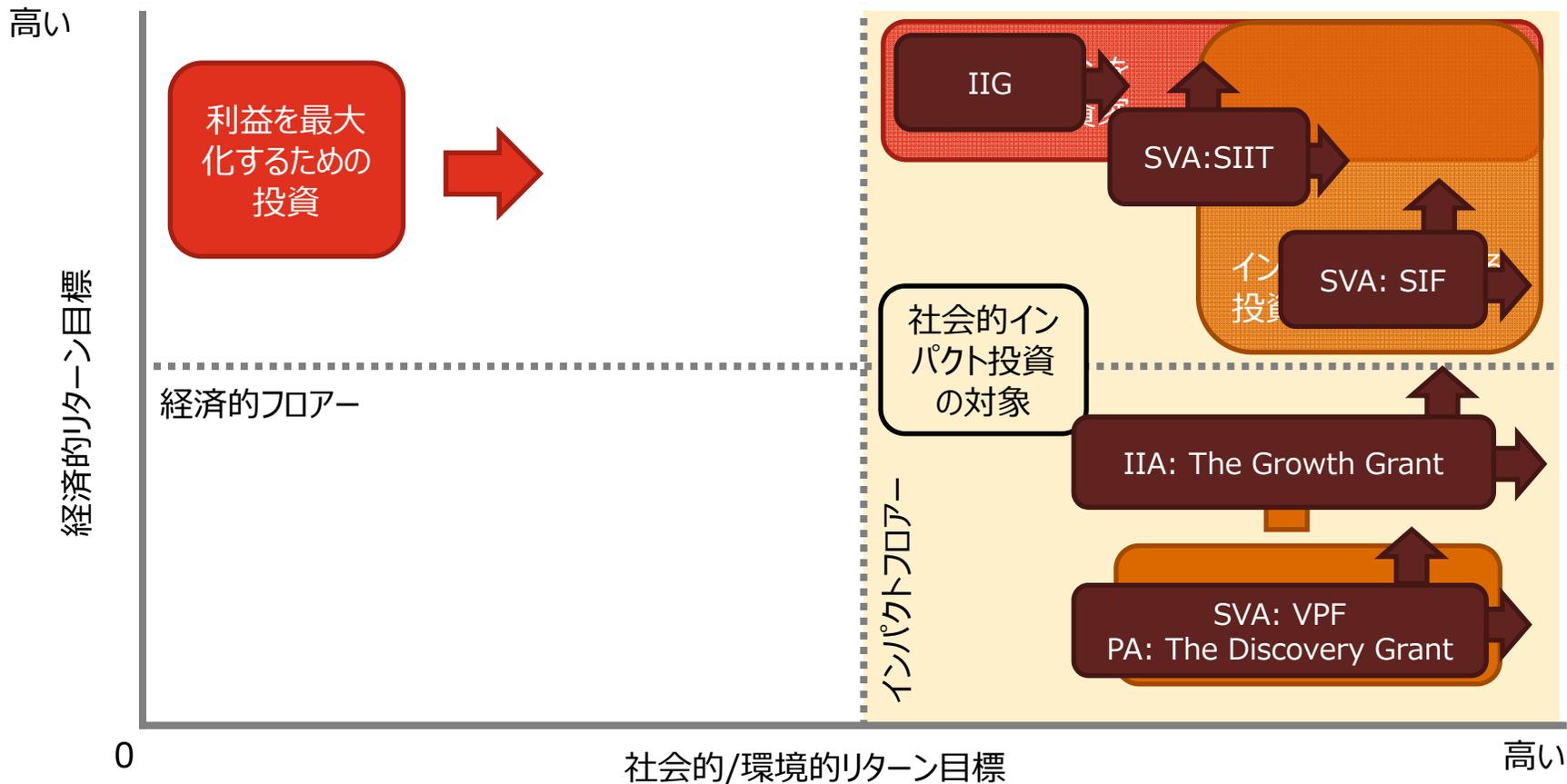
投資家の経済的リターンと社会的/環境的リターンの期待値により4つの象限に分かれており、経済的リターンを優先する投資とインパクトを優先する投資の2つに分かれる。社会的インパクト投資は、社会的/環境的リターンが十分に期待されるが、経済的リターンがゼロから高いまで幅広い層が該当する。



出典：Investing for Social & Environmental Impactに基づきPwCあらた有限責任監査法人作成

4 社会的インパクト投資の位置付け (2/2)

豪州では各機関で様々なレベルの社会的インパクト投資プログラムを実施している。経済的リターンと社会的/環境的リターンのレベルにより金額規模や支援形態も異なっている。我が国の支援において対象とする層に応じた支援プログラムの検討が必要である。



出典：Investing for Social & Environmental Impactに基づきPwCあらた有限責任監査法人作成

5 指定活用団体相当と資金分配団体相当の関係

助成事業及び投融資事業の報告の頻度は、サービス提供者から資金分配団体相当への報告は月次又は四半期毎、資金分配団体相当から指定活用団体相当への報告は年次報告が一般的となっている。指定活用団体がサービス提供者の選定に参与している事例は少ない。

プログラム名	サービス提供者から資金分配団体相当への報告	資金分配団体相当から指定活用団体相当への報告	指定活用団体によるサービス提供者の選定
The Growth Grant	半期毎に活動状況を確認（但し、報告書の提出は無）	報告なし	審査委員会のメンバーとして参画
VPF	月次または四半期毎	年次報告	関与していない
SIIT	月次及び四半期毎	年次報告	投資委員会には関与していないが、最終決定権は指定活用団体相当にある
SIF	月次及び四半期毎	年次報告	関与していない
LeapFrog Fund	定まっていない	四半期報告	関与していない
Giant Leap Fund	月次	四半期及び年次報告	関与していない

6 社会的インパクト評価の状況

豪州では資金分配団体相当が社会的インパクト調査を実施しており、第三者による評価は実施されていない。統一された評価フレームワークはなく、各機関が独自に評価を実施している。なお、SIMNAでは、Social Value Internationalの7つの原則を推奨している。

項目	詳細
評価実施主体	<ul style="list-style-type: none">本調査の対象機関が実施しているプログラムでは、第三者による評価は実施しておらず、ファンドを管理している資金分配団体相当が主体となって社会的インパクト評価を実施している。評価に係るコストは、指定活用団体相当から資金分配団体相当への拠出金の中に含まれている。我が国の休眠預金等を活用した支援事業を実施する場合には、資金分配団体が評価の実施の主体となる可能性があることから、資金分配団体における社会的インパクト評価を実施するためのキャパシティビルディングの強化は急務である。
評価フレームワーク	<ul style="list-style-type: none">豪州国内では、基準化されたフレームワークの構築は必要であると考えている関係者もいたが、調査段階では統一した社会的インパクト評価のガイドラインは存在しておらず、各プログラムで独自のフレームワークやツールを使って評価を実施している状況にある。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none">社会的インパクト評価のためには適切なデータセットが必要であり、長期間に渡ってデータを収集し、変化を計測する必要があり、データの独立性・第三者保証が求められる。社会的インパクト投資では対象とする分野や期待される変化が異なると評価のアプローチが異なることから、社会的インパクト評価の基準を定めることは難しいため、社会的インパクト評価の原則を政府として定める程度が現実的である。